

公営住宅等の入居者を募集します

税務定住課

受付期間	1月6日(木)～1月17日(月)	受付場所	税務定住課 住まい室
募集戸数	公営住宅2戸、特定公共賃貸住宅2戸		
お申し込みに必要なもの	<p>1. 入居申込書 2. 住宅等状況申告書</p> <p>3. 所得の状況が確認できる書類(所得証明、源泉徴収票など)</p> <p>4. 地方税の滞納が無い事を証明する書類</p> <p>5. 世帯全員分の住民票(町外の方のみ) ※本籍地の表示は不要</p> <p>6. その他必要と認める書類 7. 印鑑</p> <p>※3・4の書類は、入居予定者の中で所得のある方全員分を提出してください。</p> <p>※3の書類について、前年と申込時点とで職場が変わっている場合、新しい職場の給与証明が必要となります。(詳細はお問い合わせください。)</p> <p>※申込の際には、必ず「<u>公営住宅入居申込案内(申込前に読むしおり)</u>」をご確認ください。</p> <p>※1・2の類は、税務定住課住まい室に用意してあります。</p>		

●公営住宅

	募集団地	場 所	戸数、家賃	建築年、構造、設備等	そ の 他
①	南団地B3	南町1丁目6番	・1戸 ・1階1LDK(51.42㎡) ・17,400円～34,100円	・1999(平成11)年 ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・オール電化(電気調理器・蓄熱暖房機・電気温水器)役場が設置済み。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
②	北団地A5	北町3丁目11番	・1戸 ・2階3LDK(76.62㎡) ・25,100円～49,300円	・1994(平成6)年 ・木造平屋建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(FF式)、照明設備、網戸は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
入居資格	<p>1. 原則、同居または同居しようとする親族(婚約中の方なども含む)がいる方 (60歳以上、障害者手帳の所持者などは単身で申し込める場合があります) ※不自然な合体・分離をした世帯については、申し込むことはできません。(DV被害者の方を除く) ※婚約者(6カ月以内に入籍)及び内縁関係にある者を同居者とすることも可能です。(詳細はお問い合わせください。)</p> <p>2. 町内会への入会及び町内会費の納入できる方</p> <p>3. 法の規定により算出した月額所得(世帯全員分)が15万8千円以下 ※ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は、月額所得(世帯全員分)が21万4千円以下となります。 ・小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合 ・身体障がい等級1級から4級までの方がいる場合 ・精神障がい等級1級から3級までの方がいる場合、知的障がい(精神障がいの程度に相当)の方がいる場合 ※上記の外にも要件がありますので、お問い合わせ下さい。</p>				

●特定公共賃貸住宅

	募集団地	場 所	戸数、家賃	建築年、構造、設備等	そ の 他
①	アヴェニールI(単身者用)	西町1丁目9番	・1戸 ・2階1LDK(37.20㎡) ・30,400円～49,000円	・1994(平成6)年 ・耐火構造2階建て ・物置付き ・駐車場1台	・オール電化、家賃の他に温水器、暖房機、調理器のリース料(月額6,000円程度)の負担があります。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
②	南団地B1(世帯用)	南町1丁目7番	・1戸(2階) ・2階3LDK(80.93㎡) ・50,800円～67,100円	・1997(平成9)年 ・耐火構造2階建て ・物置付き ・駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(FF)は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
入居資格	<p>町内に住所または勤務地を有する方、本町に居住を希望されている方で次の要件に該当する方</p> <p>1. 収入金額が国で定める収入基準の範囲内の方、または入居後所得の上昇が見込まれる方 ※詳細はお問合せください</p>				

注 意 事 項／・申込の際は、必ず東川町公営住宅入居申込案内をご確認ください。(税務定住課住まい室で配布)
・入居申込者または同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に該当する場合は入居できません。
・室内・室外でペット飼育は認められません。
・ここに記載の家賃は、この住宅の最高家賃ではありません。(長期間居住され所得が増えた場合には、家賃が最大10万円を超える場合があります。)

選 考 方 法／入居者選考委員会を開催し、入居者を決定します。

入 居 期 限／1月末 ※期限迄に入居することが要件となっています。

敷 金／家賃の3カ月分

連 帯 保 証 人／入居者が家賃滞納等をした際に、代わって弁済することが可能な程度の定期的な収入がある方2人。

お 問 い 合 わ せ／税務定住課 住まい室 ☎82-2111 (内線115、116)